

「2021年度合格目標 LEC 全日本社労士公開模試 第3回」から  
第53回社労士試験 **【択一式】 労基法 【問7-E】** の出題が **的中** しました



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU21510 p.34 - p.35]

B 就業規則で労働者に対して減給の制裁を定める場合のその減給額の総額は、1 賃金支払期における賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはならないものとされているが、1 賃金支払期における賃金が労働者の遅刻、欠勤等により減額された場合の減給額の総額は、その減額後の賃金の総額の 10 分の 1 を超えてはならない。

解答 → ○

本試験出題はこうでした!

第53回 社労士試験 問題  
【択一式】労働基準法 【問7 - E】

E 労働基準法第 91 条にいう「一賃金支払期における賃金の総額」とは、「当該賃金支払期に対し現実に支払われる賃金の総額」をいい、一賃金支払期に支払われるべき賃金の総額が欠勤や遅刻等により少額となったときは、その少額となった賃金総額を基礎として 10 分の 1 を計算しなければならない。

解答 → ○

的中!